

財政福祉委員会 説明資料

令和3年9月27日

健康福祉局

目 次

	頁
1 令和3年9月6日発表の自宅療養中死亡事案の概要	1
2 令和3年9月13日の市長定例記者会見における発言	3
3 積極的疫学調査の概要	4
4 自宅療養者に対する保健センターの支援内容	5
5 各自治体における感染拡大時の対応事例	6
6 保健センターにおける超過勤務時間数及び新規感染者数	7
7 保健センターにおける派遣職員等の体制	9
8 自宅療養者等配食サービス事業の予算積算の内訳と利用率	10
9 本市における行政検査の実施状況	11
10 NAMIMONOGATARI（波物語）2021の検査実施状況	12
11 陽性者の発生状況等	13
12 自宅療養者数及び軽症者等宿泊療養施設入所待機者数	14
13 大阪市における最大自宅療養者数及び軽症者等宿泊療養施設療養者数	15
14 本市における濃厚接触者特定から検査までの流れ	16

1 令和3年9月6日発表の自宅療養中死亡事案の概要

(1) 患者の属性

30代男性、基礎疾患なし（BMI 30以上）

(2) 経過

8月28日（土）	・発症、発熱あり
8月29日（日）	・保健センターにおいて発生届を受理
8月30日（月）	—
8月31日（火）	・午前、保健センターから電話をするが繋がらず ・午後、本人へファーストコンタクトの電話がつながる「熱が上がったり下がったり。」 ・保健センターや受診・相談センターの連絡先及び急な症状悪化時には救急車を呼ぶよう案内
9月 1日（水）	・午前、本人から保健センターへ電話「咳が止まらないが、呼吸苦はない。熱39.6℃、解熱剤10回分残っている。鼻汁、倦怠感あり。」 ・その後疫学調査のため5回、保健センターから電話をするが繋がらず
9月 2日（木）	・朝から午後まで保健センターから疫学調査のため複数回電話をするが繋がらず ・夕方、保健センターからの電話がつながり疫学調査及び体調確認の実施、BMI 30以上であることを把握「発熱39.4℃、息苦しさ、咳、倦怠感あり。」 ・その後、パルスオキシメーターを自宅へ届けるが会えず
9月 3日（金）	・受診調整のために、保健センターから複数回電話をするが繋がらず
9月 4日（土）	・引き続き保健センターから複数回電話をするが繋がらず
9月 5日（日）	・引き続き保健センターから複数回電話をするが繋がらず ・夕方、消防救急隊からの連絡で自宅で亡くなっていることが判明

(3) 対策

9月8日に臨時の保健センター所長会を開催し、事案の共有を行い今後の対応について意見交換を行うとともに、9月13日付けで健康観察上の注意事項として以下の点を保健センターに対し周知し、特にハイリスクの方への対応について注意喚起を行った。

- 1 一人暮らしなど急変時の対応が難しい場合や家庭内での隔離が難しい場合は、宿泊療養施設の利用を勧めること
- 2 自宅療養者には、病状に応じた健康観察を定期的を実施すること
- 3 パルスオキシメーターを必要に応じ積極的に貸与し、病状確認に活用すること
- 4 HER-SYSの健康観察機能(My HER-SYS、自動架電、健康コール)を積極的に活用すること
- 5 自宅療養される一人暮らしの方には一人で療養する危険性を伝え、家族や関係者の支援を求めるよう勧めること
- 6 病状が不安定な方には、電話やメールなどで密な健康観察を実施するとともに、必要に応じて外来受診・往診・電話診等の受診調整を行い、すみやかに医療につなげること
- 7 連絡が取れない場合は、家族や職場など緊急連絡先からの状況把握に努めるとともに、本人への連絡を依頼するなどの方法で適切な時期に安否確認を行うこと(特に病状の悪化が見込まれる方や多くの重症化のリスク因子を持つ方にはすみやかに安否確認を行うこと)
- 8 上記7において連絡が取れない場合は、訪問等によりすみやかに安否確認を行うこと。その場合、必要に応じて消防、警察等関係機関に協力を要請すること

2 令和3年9月13日の市長定例記者会見における発言

- ・テレビもまあ、民放も多いですけど、まあ、どうしてもNHK見ますけどね、こういう災害みたいなことになりますと。まあ、まあ、そういうのをということで、ええ。おとなしく、謙虚に、自戒の日々を送っていましたけど。はい。どっこも出てっておりません。また当たり前ですけどね。罰則があるんですね、あれ、途中で来ましたけど。ええ。あれ、保健所から来たんですよ。陽性の判定受けると、あのう、何か、何か付き合ったり何かしますと、あの、罰金ですね、これ。罰則があるんですよ、あれ。「ああ、そうか。特措法って厳しいなあ」というのもわかりましたけど。はい。まあ、罰則があるからいうわけじゃないけど。だから、外出は一切しとりません。はい。

(当局から罰則に関する点を説明)

- ・ほうすると、あの手紙、本物だったかな、あれ。いや、来ましたよ、ほんとに。50万だと覚えとるんだ、俺。何か外で、うん。いろんな接触をしますと、50万以下の罰金に処せられるというようなことが書いたりしましたよ、これ。うん。まあ一遍ちょっと。ええ。一遍ちょっと、うちに置いたりしますけど。

(当局から罰則に関する点を説明)

- ・それは失礼しました。わし、自宅から出ていった場合には思っ。まあ、ぱあっと読んだもんで、「ああ、厳しいな」という印象だけあったんだ。ええ。分かりました。

注：罰則に関する発言部分を抜粋

3 積極的疫学調査の概要

目 的		感染症患者の感染源を特定するとともに、濃厚接触者の行動制限等により感染症の封じ込めを図る
根 拠		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条（医師の届出）及び第15条（感染症の発生の状況、動向及び原因の調査）
対 象		「患者（確定例）」及び濃厚接触者
調 査 項 目	基 本 情 報 ・ 臨 床 情 報 収 集	氏名、居住地、職業、本人以外の連絡先、基礎疾患、妊娠、喫煙、身長・体重（BMI）、探知の経過、診断年月日、発病年月日、ワクチン接種歴、臨床経過等の必要な情報を収集
	発 症 前 の 行 動 調 査	感染源を推定するために発症前14日間を目安に実施
	「患者（確定例）」 の濃厚接触者の探索 のための行動調査	原則として発症2日前（無症状者の場合は検査陽性となる検体採取の2日前）から入院、宿泊療養又は自宅療養の開始までの期間を対象として実施
	濃 厚 接 触 者 の検査・健康観察	濃厚接触者に対しては、すみやかに陽性者を発見する観点から、全てを対象として検査を実施 検査結果が陰性であった場合であっても、最終接触日から14日間は自宅や施設等待機などの周囲への感染伝播のリスクを低減させる対策をとるよう要請したうえで健康観察を実施

4 自宅療養者に対する保健センターの支援内容

目 的	健康状態の把握や症状が悪化した際の医療機関への受診等のフォローアップ及び食事の提供等の生活支援によって患者の療養生活を支援
健 康 観 察 等	・病状に応じた健康観察を定期的に行い、患者の健康状態について電話やHER-SYSの自動架電機能、スマートフォンでの健康状態入力機能などで聴取を実施 ・必要に応じて、パルスオキシメーターを貸出 ・自宅療養中の患者の症状が変化した場合に備え、保健センター及び受診・相談センターにおいて患者からの連絡・相談に対応 ・体調の変化時には、必要に応じてコロナ本部と連携し入院を調整 ・連絡が取れない場合は、訪問等によりすみやかに安否確認を行い、必要に応じて消防、警察等関係機関に協力を要請
生 活 支 援	・希望者に対しては配食サービスや緊急療養支援セットを提供
医 療 の 提 供	・必要に応じて外来・往診・電話診療等の受診調整を実施
療 養 の 解 除	・発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合に療養が解除となる ・療養解除については、保健センターから連絡し、必要に応じて相談支援を実施

5 各自治体における感染拡大時の対応事例

神 奈 川 県	積極的疫学調査の対象を限定 ・高優先：医療機関（特に高齢者が多い施設）、高齢者施設・福祉施設等 ・中優先：学校／幼稚園・保育園の教員等		
京 都 府	積極的疫学調査の対象を以下に限定 ・陽性者本人の調査 ・同居家族・同居人の調査 ・医療機関、高齢者施設及び障害者施設等の調査		
大 阪 市	第4波並み（新規感染者300人以上）の場合 ・市保健所と区保健福祉センターの業務分担を見直し、個別疫学調査は市保健所で集中して行い、区保健福祉センターでは健康観察と緊急時の対応、入院待機者支援に専念		
神 戸 市	積極的疫学調査の対象を以下に限定 ・陽性者本人の調査 ・同居家族の調査 ・高齢者、障害者施設の調査 ※保育所・学校等から相談があれば感染拡大防止について助言 クラスターの発生の恐れがある、または発生時には、施設への調査実施		
東 京 都 目 黒 区	・同居の家族以外の調査及び施設調査は実施せず ・感染経路を探る積極的疫学調査よりも患者の方への支援活動を優先することや、高齢者および障害者施設、医療機関などへの対策を優先		
名 古 屋 市	感染源特定のための行動調査の遡り期間		確かな感染源に到達するまで （7日間を重点とし最大14日間）
	濃厚接触者の特定	知人等	協力が得られる場合、保健センターではなく接触者自身で濃厚接触者に該当するかを確認
		事業所	協力が得られる場合、保健センターではなく事業所が候補を特定
	検査	知人等	自宅待機中に不安があれば医療機関で検査又は症状があれば受診
		事業所	事業所から検査の希望があれば新型コロナウイルス感染症対策室で対応

注：名古屋市以外は各自治体のホームページから抜粋

6 保健センターにおける超過勤務時間数及び新規感染者数

(1) 令和2年8月

区 分	月間超過勤務時間数						新規 感染者数 (8月計)
	4 5 時間超え		8.0 時間超え		1 0 0 時間以上		
千 種	人 3	% 1 2 . 0	人 0	% —	人 0	% —	人 1 0 2
東	3	1 7 . 6	2	1 1 . 8	0	—	8 2
北	3	1 2 . 0	3	1 2 . 0	2	8 . 0	8 9
西	7	2 8 . 0	3	1 2 . 0	2	8 . 0	1 1 0
中 村	7	2 8 . 0	1	4 . 0	0	—	8 5
中	9	4 5 . 0	2	1 0 . 0	0	—	3 0 0
昭 和	3	1 5 . 8	2	1 0 . 5	2	1 0 . 5	6 6
瑞 穂	5	2 7 . 8	1	5 . 6	0	—	5 1
熱 田	3	1 8 . 8	0	—	0	—	3 4
中 川	1	3 . 3	0	—	0	—	1 1 6
港	5	1 9 . 2	4	1 5 . 4	2	7 . 7	6 3
南	4	1 4 . 8	3	1 1 . 1	3	1 1 . 1	5 5
守 山	2	7 . 4	2	7 . 4	1	3 . 7	8 2
緑	4	1 1 . 8	1	2 . 9	1	2 . 9	1 0 3
名 東	4	1 6 . 7	4	1 6 . 7	4	1 6 . 7	5 3
天 白	4	1 8 . 2	0	—	0	—	4 4
全 市	6 7	1 7 . 6	2 8	7 . 4	1 7	4 . 5	1, 4 3 5

注：月間超過勤務時間数における人数及び割合は、保健予防課職員における実績

(2) 令和3年8月

区 分	月間超過勤務時間数						新規 感染者数 (8月計)
	4 5時間超え		8 0時間超え		1 0 0時間以上		
人	%	人	%	人	%	人	
千 種	1 5	6 0. 0	4	1 6. 0	3	1 2. 0	7 2 5
東	1 2	7 0. 6	8	4 7. 1	4	2 3. 5	5 8 2
北	5	2 0. 0	4	1 6. 0	3	1 2. 0	8 8 8
西	1 5	6 0. 0	4	1 6. 0	0	—	6 7 8
中 村	1 1	4 4. 0	9	3 6. 0	7	2 8. 0	5 8 9
中	1 5	7 5. 0	6	3 0. 0	4	2 0. 0	1, 3 3 9
昭 和	1 1	5 7. 9	5	2 6. 3	4	2 1. 1	4 6 2
瑞 穂	1 4	7 7. 8	8	4 4. 4	5	2 7. 8	4 2 1
熱 田	1 1	6 8. 8	6	3 7. 5	5	3 1. 3	2 7 3
中 川	1 7	5 6. 7	3	1 0. 0	0	—	9 4 5
港	1 1	4 2. 3	4	1 5. 4	3	1 1. 5	6 3 5
南	1 5	5 5. 6	4	1 4. 8	4	1 4. 8	5 7 8
守 山	3	1 1. 1	2	7. 4	2	7. 4	6 6 9
緑	8	2 3. 5	4	1 1. 8	2	5. 9	8 7 3
名 東	6	2 5. 0	6	2 5. 0	6	2 5. 0	5 7 3
天 白	1 0	4 5. 5	2	9. 1	1	4. 5	6 5 0
全 市	1 7 9	4 7. 1	7 9	2 0. 8	5 3	1 3. 9	1 0, 8 8 0

注：月間超過勤務時間数における人数及び割合は、保健予防課職員における実績

7 保健センターにおける派遣職員等の体制

(単位：人)

区 分	派 遣 職 員 数			正 規 職 員 数	計
	事務職	看護職	小計		
千 種	2	7	9	27	36
東	2	5	7	19	26
北	1	5	6	27	33
西	2	3	5	27	32
中 村	2	7	9	27	36
中	4	13	17	22	39
昭 和	1	4	5	21	26
瑞 穂	2	4	6	20	26
熱 田	1	3	4	18	22
中 川	2	6	8	32	40
港	2	5	7	28	35
南	2	6	8	29	37
守 山	1	4	5	29	34
緑	3	3	6	36	42
名 東	1	3	4	26	30
天 白	2	4	6	24	30
コロナ本部	1	1	2	—	2
計	31	83	114	412	526

注1：派遣職員数は、令和3年8月2日現在の配置人数（当初予算の範囲内で臨時的に増員）

注2：正規職員数は、所長及び保健予防課職員の予算定員数

8 自宅療養者等配食サービス事業の予算積算の内訳と利用率

(1) 予算積算の内訳

所要見込額	1, 593, 963千円
当初予算額	374, 963千円
差引補正額	1, 219, 000千円

(1日当たりの利用者数の想定)

(単位：人)

区 分	自宅療養者	同居人	計
補正予算	400	600	1, 000
(参考) 当初予算	150	75	225

注：1人1日当たりの単価4, 500円

(2) 陽性者の利用率

区 分	自宅療養者数	配食サービス 利用者数	利用率
	人	人	%
令和2年度 (9月～3月)	83, 165	23, 782	28. 6
令和3年度 (4月～8月)	173, 015	79, 589	46. 0

注1：自宅療養者数及び配食サービス利用者数は延人数

注2：令和3年度（4月～8月）の同居人の利用者数は延98, 312人

9 本市における行政検査の実施状況

区 分	検 査 件 数	割 合	1 日 当 た り 平 均 件 数
衛 生 研 究 所	4, 8 3 4	2. 2	2 8. 1
保 健 所	5 0, 0 7 9	2 3. 1	2 9 1. 2
医 療 機 関	1 6 2, 3 3 7	7 4. 7	9 4 3. 8
計	2 1 7, 2 5 0	1 0 0	1, 2 6 3. 1

注：検査期間は、令和3年4月1日から9月19日まで

10 NAMIMONOGATARI (波物語) 2021の検査実施状況

(令和3年9月21日現在)

区 分	件 数
申 込 数	609
検 査 キ ャ ッ ト 数	512
検 査 数	361
陽 性 者 数	4

注：受付期間は、令和3年9月1日から9月8日まで

11 陽性者の発生状況等

(単位：人)

区 分	陽性者 (合計)	自宅療養者 (平均)	軽症者等宿泊療養施設（平均）	
			施設療養者	待機者
7月 5日（月） ～7月11日（日）	1 2 8	8 0 . 0	2 4 . 4	5 . 4
7月12日（月） ～7月18日（日）	1 9 0	8 3 . 4	2 6 . 1	6 . 0
7月19日（月） ～7月25日（日）	2 9 1	1 4 8 . 4	5 3 . 9	1 1 . 0
7月26日（月） ～8月 1日（日）	6 7 2	3 3 2 . 7	1 1 4 . 1	2 3 . 9
8月 2日（月） ～8月 8日（日）	9 9 6	6 8 2 . 3	1 7 6 . 1	6 1 . 4
8月 9日（月） ～8月15日（日）	1, 4 5 5	1, 3 0 7 . 1	1 4 9 . 6	1 5 7 . 0
8月16日（月） ～8月22日（日）	2, 2 8 4	2, 3 5 1 . 4	1 7 6 . 1	2 5 9 . 1
8月23日（月） ～8月29日（日）	4, 7 8 9	4, 6 2 9 . 1	1 8 6 . 0	2 8 0 . 0
8月30日（月） ～9月 5日（日）	4, 5 0 2	7, 1 8 8 . 9	2 8 2 . 1	-
9月 6日（月） ～9月12日（日）	3, 3 6 5	7, 6 3 4 . 0	3 0 2 . 4	1 6 1 . 0
9月13日（月） ～9月19日（日）	1, 6 1 8	5, 2 1 9 . 9	2 5 8 . 1	5 9 . 6

注1：軽症者等宿泊療養施設については、令和3年8月24日から9月8日までの待機者データなし

注2：令和3年8月24日に市内2か所目の軽症者等宿泊療養施設である「R＆B ホテル名古屋新幹線口」が開設された。

12 自宅療養者数及び軽症者等宿泊療養施設入所待機者数

区 分	自 宅 療 養 者		軽 症 者 等 宿 泊 療 養 施 設 者	
	日 付	人 数	日 付	人 数
1	9月 7日	8,128人	8月21日	328人
2	9月 8日	8,083	8月19日	305
3	9月 6日	8,050	8月20日	286
4	9月 9日	8,003	8月23日	280
5	9月 5日	7,882	8月22日	276
6	9月 4日	7,761	8月15日	269
7	9月10日	7,616	8月18日	227
8	9月 3日	7,549	9月 9日	219
9	9月 2日	7,193	8月16日	210
10	9月11日	6,972	8月12日 8月17日	182

注1：表の順番は人数の多い順

注2：期間は令和3年7月1日から9月20日まで（軽症者等宿泊療養施設入所待機者数においては8月24日から9月8日までを除く。）

13 大阪市における最大自宅療養者数及び軽症者等宿泊療養施設療養者数

(令和3年9月22日現在)

区 分	療 養 者 数	日 付
自 宅	12,712人	令和3年9月 3日
軽 症 者 等 宿 泊 療 養 施 設	982人	令和3年8月27日

14 本市における濃厚接触者特定から検査までの流れ

(1) 通常時

区 分	概 要
全 体	1 保健センターが陽性者の行動調査等を実施 2 保健センターが濃厚接触者を特定 3 濃厚接触者等に対して保健センター又は医療機関において検査を実施

(2) 緊急事態宣言対象地域やまん延防止等重点措置区域に指定されている期間 (感染拡大により業務がひっ迫している場合)

区 分	概 要
陽 性 者 の 等 知 人	【陽性者の協力が得られた場合】 1 保健センターが陽性者の行動調査等を実施 2 陽性者より、感染可能期間に接触した者へ連絡し、接触者自身で濃厚接触者に該当するかを確認してもらう。(濃厚接触者に該当するかは、名古屋市公式ホームページ掲載の資料を活用) 3 濃厚接触者に該当し、自宅待機中に不安があれば医療機関で検査又は症状があれば受診する。 【陽性者の協力が得られない場合】 通常時と同様の対応
事 業 所	【事業所の協力が得られた場合】 1 保健センターが陽性者の行動調査等を実施 2 事業所の所在地所管保健センターは、事業所へ連絡し、事業所が濃厚接触者等の候補を特定(名古屋市公式ホームページ掲載の資料を活用) 3 事業所から検査の希望があれば、保健センターから新型コロナウイルス感染症対策室へ検査依頼し委託検査機関で検査又は症状があれば医療機関を受診する。 【事業所の協力が得られない場合】 通常時と同様の対応
名 古 屋 市 立 の 等 学 校	1 保健センターが陽性者の行動調査等を実施 2 教育委員会等が濃厚接触者等の候補を特定 3 教育委員会等から新型コロナウイルス感染症対策室へ検査依頼し委託検査機関で検査又は症状があれば医療機関を受診する。

